

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	養育医療助成制度関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

葛城市は、養育医療助成制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

奈良県葛城市長

公表日

令和2年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	養育医療助成制度関係事務
②事務の概要	<p>未熟児養育医療給付は母子保健法に基づき、未熟児で出生し指定養育医療機関において医師が入院して養育を受ける必要があると認められた、葛城市（以下「本市」と言う）に住所のある者について、保護者から申請があり、本市で承認された場合に医療費（保険診療分）及び入院時食事療養費を公費負担する制度である。本市は、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の既定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">1 対象、保護者（扶養義務者）及び世帯員の確認2 支給給付の申請に係る事実についての審査3 本人又は扶養義務者から徴収する額（基準額）を算定するための税情報の照会4 養育医療に要する費用の支給に関する台帳の作成5 支給決定に係る医療券の通知及び送付6 都道府県知事等による生活保護決定の決定等の事務に関する照会の対応
③システムの名称	宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
養育医療受給台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（令和元年5月31日法律第17号施行時点） 第9条第1項、別表第一（項番49）</p> <p>②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日令第5号）（令和元年9月30日令第7号施行時点） 第40条第9号、第40条第10号</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（令和元年5月31日法律第17号施行時点） 第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二</p> <p>【情報提供の根拠】 ①別表第二の項番 26、87 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日令第7号）（令和元年12月26日令施行時点） 第19条第1号、第44条第1号</p> <p>【情報照会の根拠】 ①別表第二の項番 70 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日令第7号）（令和元年12月26日令施行時点） 第39条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 保険課
②所属長の役職名	市民生活部 保険課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	葛城市役所 総務部 総務財政課 0745-44-5012
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	葛城市役所 総務部 総務財政課 0745-44-5012

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選じた評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

